

[06_5] 図書館情報 : 九州大学附属図書館月報 :
6(5)

<https://doi.org/10.15017/18247>

出版情報 : 図書館情報. 6 (5), pp.25-30, 1970-05-25. 九州大学附属図書館
バージョン :
権利関係 :

図書館情報

1970.5

The Kyushu University Library Bulletin

Vol. 6, No. 5

新図書館の検討

高木 暢 哉

現在の中央図書館が建てられたのは、大正14年のことである。いまから数えて、ちょうど46年も昔のことである。このころ九州大学には法文学部が新たに設立されて、新館が建った。図書館は、文科系の学問とは切り離せない。そこで、法文学部の新館のすぐそばに、現在の中央図書館が独立の建物として建設された。このとき建てられた法文学部の建築の方は、いまは生産研・応力研が使用しており、古色蒼然として現在のわれわれの目には見すばらしいが、しかしその当時では西日本地区では一番素晴らしい建物であった。それと並びあって立つ現在の中央図書館は、当時では西日本地区の文化の殿堂を象徴した。いってみれば、往古の大宰府文化を偲ばせる偉観を呈したものであった。間もなく、そのそばに現在の工学部本館が建てられるようになる。夜も煌々と明かりをとぼし、暖房もきいたこの図書館で勉学にいそしむ当時の学生たちは、まさしく、はずむ思いであった。そこで学習することに誇りをもち、激励され、数多くの俊秀がこの図書館から育っていった。それから46年の歳月が経つ。戦時中、われわれは供出によって暖房を失った（今年になって、ようやく一部は復活したが）建物も汚れてしまった。現在、図書館のそばには改築されて新装も鮮かな工学部の建物が林立するようになった。工学部の学生が多数、図書館におしかけて来てくれるのは、図書館人としては、嬉しい悲鳴の一つである。手狭まの図書館の内部をなんとかやりくりして、自習室を新設したが、現在では満席のときが少なくない。ときには芋の子を洗うようなこともある。浜地区に文科系4学部が移ってから、文科系学生にとっては、現在の中央図書館は、遙か遠いものとなってしまった。それでも、中央図書館が文科系学生にとって最も関係の深い施設であることには変わりはない。はるばると、ここまでやって来て、芋の子を洗うような状態に失望して帰る学生がある。現在の中央図書館は、その位置からみても、大きさからしても、その設備・内容・機能からみても、すでに限度を超えていることは確かである。創建当時のあの生彩のあった面影は、いまはない。

最近時の歴代の館長や、またこれを助ける図書館員の努力によって、内容は大いに改善された。一時と比べれば、目を見張るようなものも少なくない。それでも現在の手狭まの図書館では、どうしようもない状態である。こうして新図書館を早急に新建することが、九大にとってのさし迫っての急務となって来たのである。このたび、こうした必要に答えて、新図書館の構想を検討するための『新図書館検討委員会』が、設けられることになった。学長自身が委員長となり、委員としては、箱崎地区の多くの学部長が加わり、さらに医学部地区の学部長および教養部長を加えての全学的な構成である。こうして、全学的な見地から、新図書館のあるべき姿を検討し、構想しようというものである。当事者であるわれわれにとっては、感激であるし、激励である。学ぶ学生、研究する教官にとっては、一筋の明るい希望の光であることは、疑いない。

わたくしは、当事者であるから、当事者としての夢をもたないわけではない。まだ具体的に公にできるほどの考えがまとまっていない現在であるだけに、わたくしにとっては夢が楽しい。妄想であるかも知れない。いまは、その妄想に意味を見出している。わたくしはまず、その入口を考える。蔦かざらず生い茂った古めかしく、いかめしい、近寄りにくい玄関のきざしを重い足取りでコツコツと登ってゆく——こうした昔の風景は、とても今日にはふさわしくない。むしろ、吸いこまれるように軽やかに足は自然と図書館へと向けられる。そういう万人に親しめる新図書館を、わたくしは持ちたい。そうして足を一步、図書館の中に踏みこむと、そこには、しばらく頭を休め、思いに

ふける場所さえ用意されている。新しい新聞や雑誌を読むことができる。視聴覚による学習・研究の設備が欲しいと思う。これが、これからは重要度を増してくるはずだ。学習室に入る。それは、もちろん開架式だ。図書館は書物の倉庫ではない。書庫は読まれるように工夫されていなければならない。読まれるように用意されている読書室でなくてはならぬ。指定図書と範囲を増すべきである。自分の書斎や書棚のように、読書室は利用者のために用意されていなければならない。このことは、院生や教官にとっても同様だ。書庫には自由に入ることができ、そこには机がおいてある。ここで研究業績は仕上ってゆく。わが国では残念ながら、ここまで図書館は整備されてはいないのである。

図書館の機能の第一として、もとより、利用者のためのサービスということに徹底すべきであろう。利用者の希望に答えて、いつでもその相談に乗り、必要な資料の所在を知らせ、それを提供することができるべからぬ。必要とされる資料の収集、その所在の確認、その整理と組織化、つぎにはそれを利用者の要望に答えていつにても取り出し提供しうること——これは今後ますます重要となる図書館の情報機能であって、これができて初めて、学習や研究のための効率化は実現されう。文科系の研究にとっては、図書館はいつてみれば理工系における実験器具のようなものである。しかし理工系にとっても、いまいった意味での情報機能は、急速に整備され組織化されねばならぬ時期に直面している。文科系の学問は、もともと、図書館を中心に展開すべき性質のものなのであるが、理工系についても同様のことが生じつつある。現在の図書館は残念ながら、そこまで組織化が進んでいない。このためには、新しく人材を養成し、その仕組を作ってゆかねばならない。これには器具・機械が要るし、もちろん新しい建物が欲しい。いずれにしても、新しい構想と機能にもとづく新図書館の建築が必要とされてくるのである。

ここでわたくしは目を閉じて、新築の九大中央図書館を夢みしてみる。南国の日差しを一杯に浴びて、明るい機能的な新図書館が、まわりの緑や美しい点景を添えて立っている。そこに学生や研究者が群がり集まってきて、学習し、研究し、論議をする。このために果さるべき図書館機能のサービスに、九大中央図書館は全力をあげている。西日本地区でのモデルの図書館・文化の殿堂が、いまそこにある。こういう夢の実現は、かなえられるであろうか。さまざまの意見や励ましを、わたくしは、お願いすること切である。(1970. 5. 5) (たかぎ・のぶや; 図書館長)

◆ 会 議

第88回附属図書館商議委員会

〈とき: 45. 4. 16(木) ところ: 中央図書館〉

「新館建築計画について」がその主たるもので、前号にもふれておいたように、本課題は全学的共同施設であるため、これが統一見解を出すまでに幾多の迂余曲折があるうから、本課題のためだけでも、今後度重なる会議が持たれるであろう。本会議における一つの進展は「新図書館検討委員会」の設置で、原案についても多少の修正があっただけで、直ちに設置を上申することとなった。4月21日、下記の通りの要項で実施されることになった。

記

九州大学新図書館検討委員会要項

- 1 設 置
九州大学に、九州大学新図書館検討委員会(以下「検討委員会」という。)を置く。
- 2 任 務
検討委員会は、新設する予定の九州大学附属図書館の性格、機能、組織、規模、場所等に関する基本的な問題について審議する。
- 3 組 織
(1) 検討委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
イ 学 長
ロ 図書館長
ハ 文学部、教育学部、法学部および経済学部の長(学部長事務取扱を含む。以下同じ。)のうちから選ばれた者2人
ニ 理学部、工学部および農学部の長のうちから選ばれた者2人
ホ 医学部、歯学部および薬学部の長のうちから選ばれた者1人
ヘ 教養部長
ト 事務局長
(2) 委員は、学長が委嘱する。
(3) 検討委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
- 4 会議の招集および議事
(1) 委員長は、検討委員会を招集し、その議長となる。
(2) 検討委員会は、委員の総数の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
(3) 検討委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 専門委員会
検討委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。
- 6 事 務
検討委員会の事務は、庶務部庶務課において行なう。
- 7 実 施
この要項は、昭和45年4月21日から実施する。
(備考) なお、要項3の1のハは伊原文学部長事務取扱、水波法学部長、ニは清水工学部長事務取扱、井上農学部長、ホは武谷医学部長事務取扱

学内図書館めぐり

法学部図書室 (最終回)

法学部研究室事務室が、いままで同居していた経済学部と分れて、独立した事務室となったのは昭和26年6月である。その際法学部図書室の利用度を高めるにはいかにすべきかを、職員一同で協議した結果、受入図書の速報を第一重点事項とし、新着図書の和・洋分類目録を月に2回程度発行し、法学部全教官に配布することを決定した。昭和27年1月号より発行し、現在和書は233号、洋書は103号を発行している。次に、外国雑誌の論文抄録を教官へ配布すれば、研究の一助ともなるであろうとの考えで、法学部所蔵の外国雑誌から「法律政治関係外国雑誌論文索引」を作成、分類目録として第1号を昭和34年8月に発刊し、現在第9号を重ねている。これは今後も続刊していく計画である。なお補助目録として「新刊定期刊行物目録」を、毎年発行し、その後も改訂版を重ねている。また教官の購入希望図書は、整理が済み次第直ちに到着案内を教官宛に通知することにしている。

たとえその学問分野の研究者が、大学内に一人だったとしても、研究室図書室はその研究のための図書資料を整理し、サービスを行っていく責任がある。人文科学と社会科学の研究者にとっては、およそ書かれているものはほとんどすべてが有効な資料となるだろう。だから蔵書数は年々急速に増加していく。世界各国から出版される図書や公文書類の数は、ますます増大していく。収書の必要な出版物は膨大なものである。なお利用者から絶えず出されてくる新しい要求を考えると、新しい時代に即応した図書館センスを失っては、満足な図書室の運営はあり得まい。学部図書室をあずかる者として、その責任は重大である。

法学部図書室の分類は、アルファベット別に分類されている。A(総記) B(法理学および法学通論) D(憲法) E(行政法) F(行政学) G(社会法) H(教会法) J(政治学) K(法制史) L(政治史および外交史) M(国際法および国際私法) N(民法) P(商法) R(民事訴訟法) S(刑法・刑事訴訟法および犯罪学) W(判例・学説・判例批評) Z(補助学科)

このほかに、昭和31年3月末で退官された西山重和名誉教授(国際私法担当)の蔵書を「西山文庫」として所蔵している。ヨーロッパ留学中に蒐集された国際法・国際私法の図書が主で、現在では到底入手困難な貴重な古典である。また前総長の菊池勇夫名誉教授(社会法担当)の蔵書も譲り受けて目下整理中だが、これも同じく同名誉教授がヨーロッパ留学中に蒐集された図書で、社会法・法哲学・社会思想等の貴重なものが少くない。法学および社会科学の研究資料として今後大いに役立つことであろう。この菊池文庫も西山文庫のように目録を作って教官・学生に配布するよう目下準備中である。

法学部が本部、工学部地区キャンパスより現在の文科系キャンパスへ移転したのは、昭和37年末である。図書室も事務室も3倍近い広さとなり、書庫も5層のスチール書架となって、排架能力は倍増して便利になった。

図書室関係の部屋は、1. 教官新聞雑誌閲覧室 2. 特別閲覧室 3. 古文書室 4. 写真および複写室 5. リンガホン室 6. 助手および博士課程大学院学生室(第1～7室) 7. 大学院修士課程室(第1～5室) 8. 外国法研究図書室 9. 研究室備品室となっているが、書庫内に常時50名程度が利用できるキャレルを設備している。

最近大学院学生の利用が増大し、複写の需要も大幅に伸びているので、より一層の発展をはかりたいものと念願しているものである。

蔵書数は、約16万冊。雑誌類は和・洋約600種である。

大学院学生に対する図書閲覧、貸出、検索に関する取扱

九州大学大学院法学研究科博士及び修士課程の学生で、指導教官の紹介を受け、法学部研究室主任の許可を得て、研究室の図書を利用する者は、次に定

めたところにより、図書の閲覧、貸出し、検索をすることができる。

1. 図書の閲覧は、閲覧票を提出し、所定の手続を

- し、研修室又は特別閲覧室で行うこと。
2. 研修室の利用は、大学院法学研究科学生に限る。図書の出出し
 3. 図書の貸出しは、貴重書を除き、所定の手続をすれば、下記により許可される。
 - イ. 冊数は、20冊、但し博士課程は40冊、雑誌・判例は5冊以内とする。
 - ロ. 期間は、1ヶ月以内、雑誌・判例は3日間以内とする。但し期間中といえども返納させることがある。
 - ハ. 転貸借はしてはならない。
 - ニ. 期限は厳守すること。その延長は認めない。
 - ホ. 退室の時は、必ず室内のスチール戸棚に入れて施錠すること。机上等に放置してはならない。
 - ヘ. 研修室以外に持出してはならない。
 - ト. 保管の有無を係員は点検調査する。
 4. 借受けた者が、身分の変更又は資格を失った場合は、直ちに図書を返納せねばならない。

図書の検索

5. 書庫内図書の検索を希望するものは、係員に申し出で、必ず所定の手続を済ませて入退庫すること。
6. 書庫に入って検索できる日時は次のとおりとする。
月曜日より土曜日まで（但し祝祭日を除く）。9時より12時まで、13時より16時30分まで。土曜日は9時より12時まで。
7. 図書検索のため書庫に入る際は、ノート及び筆記具の外は携行してはならない。
8. 検索後閲覧を要しない図書は、確実に正規の配列場所に入れること。
9. 閲覧希望の図書は、まとめて係員に示し、所定の手続きを済ませた後、所定の場所（研修室及び特別閲覧室）で閲覧する。

◆ 研 修

学内図書系掛長研修会（昭和44年度第8回、昭和45年度第1回）

第8回くとき：昭和45年3月6日（金） ところ：中央図書館自習室 出席者22名

長尾整理課長から「会計事務簡素化のための法令の実施について-文部省通知-」の報告があり、続いて(1) Fr. および D. M. 新価格の適用時期について、—3月1日発注のものより—、(2) 経理事務簡素化にともなう支払事務の取り扱いについて、(3) 研修会次期役員の改選について、意見の交換があった。

第1回くとき：昭和45年4月30日（木） ところ：法学部会議室 出席者24名

長尾整理課長から「大学の研究と教育にたいする図書館の在り方とその改革について」「総合図書館の新館建築計画の具体化について」「昭和45年度文部省主催図書館職員講習会について」説明があった。そのあと小野整理課長補佐から「昭和45年度学内図書系職員研修会について」、中央図書館の会計掛長から「昭和45年度製本料金について、一業者との交渉経過—」それぞれ報告があり、意見の交換が行なわれた。

10. 他学部の書庫への立入りは禁ずる。
 11. 書庫内での火気は厳禁する。
- #### 研修室の利用
12. 研修室の使用時間は、8時30分より17時までとする。但し、特に研究に必要な場合は、19時まで延長を認める。
 13. 研修室の鍵は、8時30分より17時まで、土曜日は8時30分より12時30分まで、研究室事務室で管理する。
 14. 外出又は退室のため研修室が無人になる時は、必ず戸締をし、施錠すること。
鍵は研究室事務室に置く。但し研究室事務室係員の退庁後は、各自において退室まで責任をもって保管すること。
 15. 研修室を17時（土曜は12時30分）以後利用する時は、あらかじめ責任者が届け出ること。
最後の退室者は、所定の日誌に、氏名、退室時間、異状の有無等を記入し、火気、戸締りに注意し、施錠の上、鍵を宿直員に返納すること。鍵は返納後は再び使用できない。

その他

16. 汚損、書込み又は紛失した時は、同種の物品を弁償させる。
17. その他の事項については、係員の指示に従うこと。
18. この取扱に従わないときは、図書の利用を停止する。

昭和41年7月

〃 43年6月1日改正

〃 44年3月27日改正

九州大学法学部研究室主任

（庄野英三：法学部研究室事務主任）

一次回は、経済学部図書室です—

利 用 の 窓

中央図書館および分館、学部別学生年間利用統計（1969年1—12月）

本館 分館 の別	学 部	学 生 数	閱 覧 者 数					学生当 月間利 用回数
			閉架図書	指 定・ 雑 誌 室	入 庫	貸 出	計	
本 館 (中央図書館)	経済学部	300人	193人	1,429人	118人	442人	2,182人	0.91
	文学部	471	546	1,115	490	1,001	3,152	0.84
	法学部	608	470	2,145	422	812	3,849	0.79
	理学部	644	64	2,171	111	218	2,564	0.50
	工学部	2,066	150	6,125	284	583	7,142	0.43
	教育学部	148	52	135	22	72	281	0.24
	農学部	659	46	936	69	166	1,217	0.23
	工業教員 養成所	22	0	5	0	0	5	0.03
	計	4,918	1,521	14,061	1,516	3,294	20,392	0.52
医学 分館	医・薬・歯 学 部	932	12,886			4,441	17,327	2.06
教養部 分館	教 養 部	3,713	1,271	25,316	1,002	5,189	32,778	0.74
	合 計	9,563	57,573			12,924	70,497	1.11

備考：学生数は月別学生現員の平均で、大学院学生も含む。工業教員養成所は、4月より廃止された。歯学部の開設は昭和44年4月、したがって昭和44年1～3月までは、歯学部の利用は含まれていない。なお医学分館は、全館が開架方式のため、入館者数が閲覧者数となっている。

封鎖による閉館期間。

中央図書館（昭和44年7月1日～11月16日）

医学分館（昭和44年7月29日～11月8日）

教養部分館（昭和44年2月26日～4月16日、10月14日～11月10日）

なお中央図書館の学生による封鎖は、7月1日から8月9日までであったが、その後引き続いて館内の冷暖房工事を行ったので、開館は11月17日となった。医学地区は昭和44年5月15日から12月20日まで授業放棄が行われ、図書館利用にも大きな影響をもたらした。教養部は封鎖学生の拠点となったため、最も被害が大きかった。

各館の貸出規定は次の通りである。

	帯 出 期 間	帯 出 冊 数
中央図書館	学部学生 8日間 大学院学生 1ヵ月	3 冊
医学分館	1 週 間	学部学生 3 冊 大学院学生 5 冊
教養部分館	8 日 間	1 冊

なお中央図書館と医学分館では、指定図書の館外貸出も行っている。中央図書館の指定図書は、洋書全冊と利用度の低い和書（3,700冊：昭和45年3月末現在）。貸出期間は一般書と同様8日間。医学分館は、禁帯出の指定図書に限り1夜貸しを行い、指定図書でも複本のあるものは、一般図書と同等の貸出規定で運営されている。教養部の帯出冊数の1冊は、毎日1人1冊借りられることを意味する。従って帯出期間の8日間を勘案すると、利用者は常時6冊借りておられることになる。

学内マイク

掛 か ら

—中央図書館参考掛—

中央図書館では、2つの「課」が、7つの「掛」にわかれて仕事をしています。整理課は庶務・会計・受入・目録の4掛。閲覧課は閲覧・参考・情報資料の3掛で、参考掛では次の業務を担当しています。

(1) 図書資料の相互貸借

九州大学になくて、他の大学が所蔵している場合、その逆の場合などの図書資料の貸借あっせんです。貸借期間は、1カ月間（郵送期間をも含む）しかし複写サービスの行き届いた今日、現物の貸借よりは複写の方をおすすめします。各大学とも、一定の料金で複写サービスを行っています。

(2) 文献の所在調査

求める文献が、どこの図書館に所蔵されているかをあらかじめ調査して、文献複写を依頼するわけですが、その文献の所在調査をいたします。同じ文献を数館が所蔵しているような場合は、どの図書館に複写を依頼するのが一番迅速かということは、今までの経験で大体わかっていますので、掛の者によくご相談ください。

(3) 複写業務

複写ご希望の文献が手近にある場合は、迅速に複写サービスを行います。そのために次のような複写機械を整備しています。

- a. マイクロフィルム撮影機（ドイツ製・ルモー）
- b. ゼロックス複写機（富士）
- c. リコーファックス（理研）
- d. エレファックス（岩崎通信）

以上の機種は、それぞれの特長を持っています。その文献は、どの機械で複写するのが一番適しているかを、掛員が責任をもってお世話いたします。複写料金は、右の通りです。

種別	区 分	学内者	学外者	備 考
マイ ク ロ ・ フ ィ ル ム 複 写	基本料金	50円	50円	
	撮影料 (1コマにつき)	8円	10円	複写上特に手間を要するもの（例えば和漢の古文書等）は、1コマにつき2円を加算する。
	引伸料 A 5版 (1枚につき)	20円	25円	
	B 5版 (1枚につき)	30円	40円	
	A 4版 (1枚につき)	40円	50円	
電子 補 写 料	B 4版 (1枚につき)	30円	35円	

大学図書館という教育機構の中へ、文献複写が参加してまだわずか12,3年にすぎませんが、も早その必要性は図書館業務と切っても切れないものがあります。おそらく大学図書館の歴史の中で、これほど急速に日常業務に根を下したのものもないでしょう。情報化社会と言われ、氾濫する情報を如何に迅速に利用者へ提供するかが図書館の大きな使命となった今日、情報検索の機械化が進めば進むほど、情報提供サービスの重要性は日毎に増大していきます。その要求に応えるために努力していきたいと思っていますので、どうかお気づきの点は、ご遠慮なくご指摘ください。電話は、64-1101（内線5309・6295）

（中央図書館閲覧課参考掛長：朝倉 一）

◆ 人 事 異 動

45. 4. 16 手島 寛（整理課庶務掛長）薬学部庶務掛長へ
 “ 浅香 雄一（生研庶務掛長）整理課庶務掛長へ

〇〇あとがき〇〇 問題の大型計算機センターが遂に竣工、開所式も無事終了した。随分と手間をかけたが計画は着々と進行するものとみえる。関係者の努力をねぎらいたい。

ところで、センターの次は新図書館を、ということになれば、吾々図書館人としてこれ程有難いことはない。それだけでなくセンターと近代図書館とは情報科学という共通の接点にある。週刊誌的常識でもそのことは理解できる。幸いにして新図書館検討委員会も設置され、この情報誌が出る頃には委員会も開催されていることだろうか、そう期待しても好いかも知れない。図書館職員として、どんな図書館が理想かは、各職員一人一人が意見もあろうが、それらの意見の集約は、まだ「何処に建てるか」が決まってからでも遅くはない。また、何処に建てるかは、各自の意見をきかなくともキャンパスの中央部が好みに決っているし、利用者側にとってもそうだろう。果してそれならそんな場所があるかどうか。これが決まらなければ文教予算がいかにかぶついていたとしても、下りる訳がない。この場所の問題は何ごとにつけても厄介で特に共同施設となれば尚更である。図書館は学部と違って自己の余分の敷地を持っていない。象牙の塔時代の伝統ある旧制系大学では土地は学部ごとに境界がある。とすれば、土地なき図書館はどうするか。無理は分っていても、そこを何とか——というのが吾々の願いであろうと思う。

九州大学附属図書館月報「図書館情報」Vol. 6, No. 5.（通巻55号）

1970年5月25日発行・発行人 中村 譲

発行所 九州大学附属図書館・福岡市大字箱崎 3576・〒811②・電話代表 ④ 1101 内線 5301